

環境省はこのほど、2019年度に新たに判明した産業廃棄物の不法投棄件数が前年度から4件減の151件だったと発表した。不法投棄量は7万6000t。前年度比51・6%減少したもの、不法投棄された産廃の種類を細かく見るとリサイクル業界関係者の懸念が現実化している状況が浮き彫りになった。国内処理が喫緊の課題である廃プラスチックなどの増加だ。

「廃プラスチック輸出量は中国の輸入規制を契機に大幅に減少し、国内での処理費上昇、在庫増加、リサイクル施設の受け入れ基準の強化など廃プラスチックに難しい課題が発生している」

東京都環境局と東京都環境公社が1月18日から25日にかけてオンラインで公開した排出事業者向けの廃プラスチック対策セミナー。

廃プラスチックの不法投棄が増加

ニュースの周辺

藤和弥常務理事は冒頭の

あいさつで廃プラスチックを取り

行き場失い国内滞留

適正処理できる体制急務

巻く厳しい現状を説明した。

「借地に廃プラスチック類約1万5000立方メートルを残したまま事業者が破産手続きを開始し土地

所有者が残された廃プラスチック類を引き取った。

環境省によると、19年

度に新たに判明した不法投棄廃棄物の中で、廃

プラスチック類が862t

と前年度の2・7倍に増した。内訳は農業系99

る」

東京都環境局と東京都環境公社が1月18日から25日にかけてオンラインで公開した排出事業者向けの廃プラスチック対策セミナー。

廃プラスチックを撤去するのは容易ではない。

こうした現状を反映したように、廃プラスチックの不法投棄や不適正処理事案が全国で増加している。

1月以降はタイ、マレーシア、台湾などへの輸出はストップ。18年の輸出はトップ。17年末に廃プラスチックの輸入規制を実施してから中国へ

例を上げれば加工現場で発生する銅とアルミニの削り粉が混ざったような選別が難しい金属くずの買手がないくなり輸出で

きなくなった。この種のスクラップは「ただでも循環体制を一刻も早く整

えたい」と北陸地区の金属リサイクル業者が話すよ

うに、国内でも買い手がいる可能性があるだろう。

中国は昨年11月から再生原料規格をスタートさせた。ライセンスがない日本から非鉄スクラップを輸出できるようになつた。しかしダストな

ども混入のない「再生原料」として利用可能なも

のに限られる。

こうなると日本はあらゆる廃棄物を国内で適正に処理できる体制を整える。

なければ、不法投棄は今後も増え続ける。「これまでの処理、リサイクルのあり方が大きく変わつて

くる」。廃プラスチック対策セミナーで東京都環境公社の齊藤常務理事はこう説明した。廃プラスチックに限らず金属を含めたあらゆる資源の循環体制を一刻も早く整える必要がある。

(増田 正則)